日調連発第２２０号
令和２年１０月５日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

地籍調査を現に実施中の区域内の土地について地方公共団体が筆界特定の申請をする場合に公共嘱託登記土地家屋調査士協会がその代理等の業務を受託することについての事務連絡文書について（参考送付）

土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いに係る通達等については、令和2年10月1日付け日調連発第208号をもって参考送付したところでありますが、これに関連して、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり標記の文書が発出されたとの情報提供がありましたので、参考までにお知らせします。

機密性２　完全性２　可用性２

事　　務　　連　　絡
令和２年９月２９日

法務局民事行政部首席登記官（不動産登記担当）　殿
地方法務局首席登記官（法人登記担当を除く。）　殿

法務省民事局民事第二課　渡部補佐官
大西法務専門官

地籍調査を現に実施中の区域内の土地について地方公共団体が筆界特定の申請をする場合に，公共嘱託登記土地家屋調査士協会がその代理等の業務を受託することについて

土地基本法等の一部を改正する法律（令和２年法律第１２号）による不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）の一部改正により，地籍調査の円滑化・迅速化等を図る観点から，地方公共団体による筆界特定の申請制度（同法第１３１条第２項）が創設され，その事務の取扱いについて，令和２年９月２５日付け法務省民二第７４５号民事局長通達「土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（街区境界調査成果及び地方公共団体による筆界特定申請関係）（通達）」及び同日付け法務省民二第７４６号民事局民事第二課長依命通知「地籍調査を現に実施している地方公共団体による筆界特定の申請に係る不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）」が発出されたところです。

ところで，公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）が地籍調査業務を受託することについては，平成２３年１月３１日付け法務省民二第２４５号民事局民事第二課長回答「公共嘱託登記土地家屋調査士協会が地籍調査業務を受託することについて（回答）」により，土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）上何ら支障がない旨通知されているところ，地籍調査を現に実施中の区域（原則として，地籍調査が開始された後，国土調査法（昭和２５年法律第１８０号）第２０条第１項に基づき地籍調査の成果の写しが登

記所へ送付されていない区域をいう。）内の土地について，地方公共団体が不動産登記法第１３１条第１項又は第２項に基づく筆界特定の申請をする場合に，当該筆界特定手続についての代理や当該手続に必要な書類の作成等を協会が業として受託することは，地籍調査業務の全部又は一部を協会が受託しているかどうかにかかわらず，土地家屋調査士法第６４条に違反しないものと解されますので，その旨連絡します。